

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

当組合では、「地域」と「信頼」に基づくJA綱領の具体的実践を行うことを理念として掲げています。この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と幅広い保障の提供を通じた豊かで安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会が、共同で事業運営しております。

JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

原則6（注6、7）

1 組合員・利用者の皆さまへの最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

（1）金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、貯金・ローン等をはじめとして暮らしに便利な商品・サービスを利用者の特性に応じて提供しております。また、特定の投資運用会社に偏ることなく、多様なニーズにお応えするため、JAの中央機関である農林中央金庫において以下の基準をもとに厳選しております。

- ①長期投資 将来の備えに向けて、「長期投資」を前提としている投資信託であること。
- ②手数料 手数料が良心的な水準であること。
- ③運用実績 過去の運用実績が相対的に良好であること。
- ④将来性 これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては、過度に分配金を捻出する投資信託ではないこと。
- ⑤運用体制 運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

商品を組成する投資運用会社については、プロダクトガバナンスの実効性が確保されていることを確認し選定しております。また、組合員・利用者の皆さまの最善の利益を実現するため、JAバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど情報連携を行います。

なお、当組合は金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、暮らしや農業を取り巻く様々なリスクに対して安心して備えることのできる、最良・最適な共済仕組み・サービスをご提供します。

なお、当組合は市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）補充原則 1～5 本文および（注）】

2 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ア 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせ、属性・適合性を判断したうえでふさわしい商品をご提案します。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】
- イ 組合員・利用者の皆さまの投資判断をサポートするため、交付目論見書や販売用資料、重要情報シートを活用し、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- ウ 金融商品をご購入いただいた後も、投資環境の変化や組合員・利用者の皆さまのニーズの変化に対応するために、定期的なアフターフォローを通じ、ライフプランサポートに取り組めます。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

(2) 共済の事業活動

- ア 組合員・利用者の皆さまのライフプラン・家族構成等に照らして、公的保険制度を踏まえた最良・最適な保障内容・保障額の「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」をご提案します。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- イ 組合員・利用者の皆さまに最適な共済仕組み・サービスを選定いただけるよう、わかりやすい資料や丁寧なご説明に努めます。
また、ご契約をいただく際にはご契約に関する重要事項の説明と、ご意向確認を分かりやすく丁寧に行います。
特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧で分かりやすいご説明とご確認をするとともに、提案説明時および契約締結時には、ご親族等も含め十分ご納得・ご満足いただけるよう、ご親族等の同席等を徹底した推進手続きを遵守します。
なお、保障のご加入にあたり共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。
【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

ウ 組合員・利用者の皆さまに寄り添ったサービスを展開するとともに、着実なアフターフォローを通じ、各種変更手続きや共済金・給付金のお支払等について正確かつ迅速に対応します。【原則 2 本文および注、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3 利益相反の適切な管理

- （１）組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。【原則 3 本文および（注）】

4 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- （１）高度な専門知識の習得や誠実・公正な業務の徹底を図るために、内部研修および外部講師による研修会の開催や、e-ラーニングによる学習機会を設けるなど、最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

- （２）組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善等に努めます。【原則 2 本文および（注）】

- （※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。